

西東京市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 27 年 1 月
令和 2 年 2 月（変更）

西東京市

目次

総論	はじめに	…1
	1. 基本的な方針	
	[1] 計画の基本的考え方	…3
	[2] 対策の目的	…4
	2. 被害想定	…5
	3. 発生段階の考え方	…6
	4. 対策実施の流れ	…8
	5. 対策実施上の留意点	…8
	6. 国・都・市等の役割	…10
	[1] 基本的な責務	…10
	[2] 対策の基本項目	…12
各論 I	対策の基本項目	…15
	1. 実施体制(市政機能の維持)	…15
	2. 情報提供・共有	…16
	3. 市民相談	…20
	4. 感染拡大防止	…21
	5. 予防接種	…24
	6. 医療	…26
	7. 市民生活及び経済活動の安定の確保	…27
	* 緊急事態宣言時の市の対応	…29
	参考資料 東京都行動計画<緊急事態宣言時の措置>	…31
各論 II	各段階における対策(詳細)	
	1 未発生期	…37~46
	2 海外発生期	…47~51
	3 国内発生早期	…52~55
	4 都内発生早期	…56~60
	5 都内感染期	…61~65
	6 小康期	…66~68
資料		
	用語解説	…69~75

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成17年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成21年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は1.8万人、平成22年9月末現在で死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24年5月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法

が成立されるに至った。平成 25 年 4 月に特措法が施行されたことに伴い、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が新たに作成された。

3 東京都の行動計画の作成

東京都（以下「都」という。）では、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成 17 年 12 月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成 19 年 3 月に「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定し、また、平成 22 年 3 月に「都政の B C P（新型インフルエンザ編）」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。平成 25 年 4 月の特措法施行に伴い、作成された「政府行動計画」を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、都は、既に策定してきた行動計画等を一本化し、特措法第 7 条に基づき、平成 25 年 11 月、新たな行動計画「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」という。）を作成した。

4 西東京市の行動計画の作成

西東京市では、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成 21 年 3 月（平成 20 年度）に「西東京市新型インフルエンザ対策行動計画」を、同年 11 月には、「西東京市新型インフルエンザ業務対応マニュアル」を策定した。

平成 25 年 4 月に特措法が施行されたことに伴い、「政府行動計画」が、同年 11 月には「都行動計画」が新たに作成された。

政府行動計画において、市町村は「住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる」と位置付けられた。

これにより、西東京市も新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応に備えるため、既に策定してきた行動計画等を整理統合し、特措法第 8 条に基づく新たな行動計画の作成が責務となった。

「西東京市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本行動計画」という。）」は、特措法に基づき、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。

また、本行動計画は、国・都、感染症専門家から示される新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を踏まえ、適時適切に変更を行うものとする。

総論 1. 基本的な方針

[1] 計画の基本的考え方

(1) 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

(2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）で、新型インフルエンザ（※1）と再興型インフルエンザ（※2）に区分される。

※1 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれが認められるものをいう。

※2 再興型インフルエンザ

かつて世界的規模で流行したインフルエンザが再興したものであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれが認められるものをいう。

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

(3) 計画の基本的考え方

本行動計画は、政府行動計画及び都行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、国、都、区市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び市民の役割を示し、市や事業者の新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

加えて、都の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等を踏まえた上で、「労働人口が集中する区部のべ

ッドタウン」「感染症対策の中核となる大病院が市内にない」等、都内における当市の特徴も考慮しつつ、各種対策が、総合的かつ効果的に作用するよう、関係各課で横断的に取り組む対策を目指す。

(4) 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施などを通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

(5) 計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴きつつ、国、都等の動向を見ながら、適宜行う。

[2] 対策の目的

1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

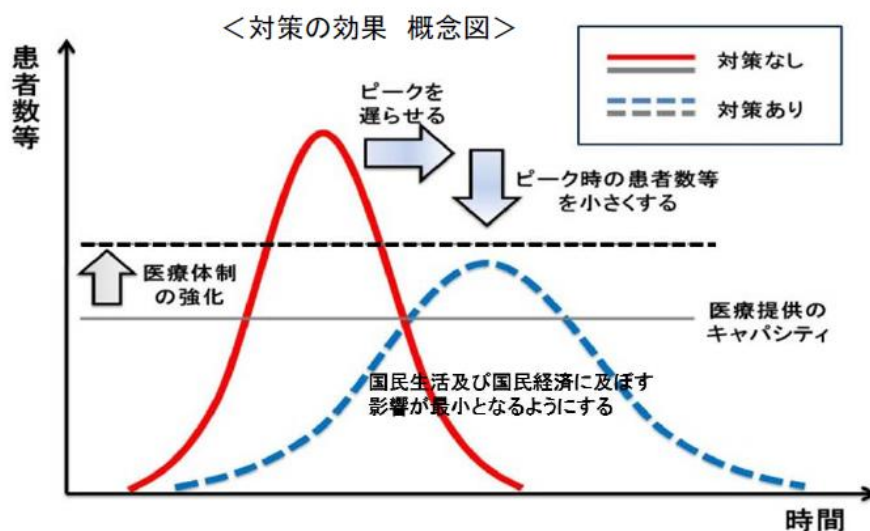
2 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。
- ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画（以下「BCP」という。）の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）

総論 2. 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

都は行動計画を策定するに際しては、政府行動計画を参考に、人口の集中する東京の特性を考慮し、都民の約30%が罹患するものとして流行予測を行った。

当市の立地は、昼間人口の集中する区部のベッドタウンという側面も有していることから、都の被害想定に準ずるものとする。現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定するものである。

<流行規模・被害想定>

		東京都(都行動計画より)	西東京市
1	罹患割合	住民の約30%が罹患	
2	患者数	3,785,000人	59,400人
3	健康被害 (1)流行予測による被害		
	①外来受診者数	3,785,000人	59,400人
	②入院患者数	291,200人	4,567人
	③死亡者数	14,100人	219人
		(インフルエンザ関連死亡者数)※	
	(2)流行予測のピーク時の被害		
	①1日新規外来患者数	49,300人	773人
	②1日最大患者数	373,200人	5,855人
	③1日新規入院患者数	3,800人	59人
	④1日最大必要病床数	26,500床	415床

※インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

<都の被害想定算定のための仮定条件>

健康被害について、都は、罹患した患者が全て医療機関を受診するものとして、被害予測を行った。

そのほか、社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されている。

また、1日最大患者数は、有病期間を軽症者は7日間、重症者では14日間、死亡の場合は21日間と仮定して算定した。

総論 3. 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、感染の段階に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応

方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画で定める未発生期、海外発生期、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期及び小康期の区分にあわせた6区分とする。名称は、未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内では未発生）、都内発生早期、都内感染期及び小康期とする。

また、医療現場においては、患者数により対応が大きく異なる。このため、患者の接触歴が追えなくなった時点で「都内感染期」に移行するが、都は、これを3つのステージにさらに区分し、きめ細かい医療提供体制を整備する方針を出している。

都では、発生段階の移行については、必要に応じて国と協議し、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）（本部長：知事）が決定する。

西東京市は、発生状況や国と都の動向を確認しながら、必要時対策本部を設置する。

なお、政府対策本部が緊急事態宣言をした場合には、当市においても、対策本部を設置し、緊急事態宣言下で実施する措置を決定する。

＜新型インフルエンザ等の発生段階＞（都行動計画より）

政府行動計画		都		状態	
国	地方				
未発生期		未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期		国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	地域発生早期	都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	地域感染期	都内感染期	＜医療体制＞ 第一ステージ (通常の院内体制)	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	＜医療体制＞ 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
			第二ステージ (院内体制の強化)		流行注意報発令レベル（10人／定点）を目安とし入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
			第三ステージ (緊急体制)		流行警報発令レベル（30人／定点）を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
小康期		小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

総論 4. 対策実施の流れ

本行動計画では、発生段階ごとに実施する対策を整備していくが、国や都の動きを注視しながらの対策実施になる。

特に、政府対策本部が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)後に対策内容が大きく変わってくる。具体的には、西東京市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」という。)が必置となること(緊急事態宣言前に任意に設置することは可能)、都が特措法に基づく感染拡大防止措置をとる可能性があること等があげられ、市においても、より市民の権利と自由に制限を加える対策や、平常時のルールに基づかない緊急的な取扱いを行うことが想定される。

詳細は、総論6[2]対策の基本項目、各論Ⅰ及び各論Ⅱの「実施体制」において述べる。

総論 5. 対策実施上の留意点

国、都、近隣区市町村及び指定(地方)公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、区域内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

市は、都が実施する「医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限などの要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等及び特定物資の売渡しの要請」等の「新型インフルエンザ等への対策」に当たり、市民の権利と自由に制限が加わる場合は、法令の根拠があることを前提として、都と協力して市民に対して十分説明し、理解を得るように努める。

(2) 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ

等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

市対策本部は、都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。

新型インフルエンザ等対策に関し、広域に跨る総合調整を行う必要性が生じた場合、西東京市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「市対策本部長」という。）は、東京都新型インフルエンザ等対策本部長（以下「都対策本部長」という。）に対して、総合調整を要請する。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

総論 6. 国、都、市等の役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、市、医療機関、事業者、市民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

〔1〕 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備等、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 西東京市

平常時には、本行動計画及びBCPを策定し、体制の整備、関係機関との調整等、対策を推進する。

発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援等、本行動計画とBCPで定めた対策を的確かつ迅速に実施し、市内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の医療機関が連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び市と相互に連携協力し、市民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、市等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や市等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 市民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行している手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や市、他の区市町村等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹患が疑われる場合における医療機関の受診ルールを守り、感染拡大防止に努める。

〔2〕 対策の基本項目

(1) 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制

平常時には、全庁的な新型インフルエンザ等の対策会議を設置し、情報共有や訓練の実施等、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

発生時の体制は、緊急事態宣言が出されたときは、市においても、直ちに市対策本部を設置することとされた。このため、市対策本部について、特措法で定められたもののほか必要な事項を西東京市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成 25 年西東京市条例第 22 号)及び西東京市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則(平成 25 年西東京市規則第 38 号)を制定し、全庁をあげた実施体制を整備した。

この条例に基づき、市対策本部は、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、新型インフルエンザ等対策に関し、広域に跨る総合調整を行う必要性が生じた場合、市対策本部長は、都対策本部長に対して、総合調整を要請する。

なお、政府対策本部が設置されない場合であっても、国内で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認される等、必要に応じて、「危機管理対策会議」を開催し、情報の共有をするとともに、関係部署に対し必要な新型インフルエンザ等の対策を講じるよう要請する。

(2) 市対策本部の構成

ア 組織及び職員

- ① 本部長は市長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ② 副本部長は副市長、教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ③ 本部員は、本部を構成する部局の長、東京消防庁西東京消防署長又はその指名する消防吏員をもって充てる。
- ④ 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命する。

イ 市対策本部会議

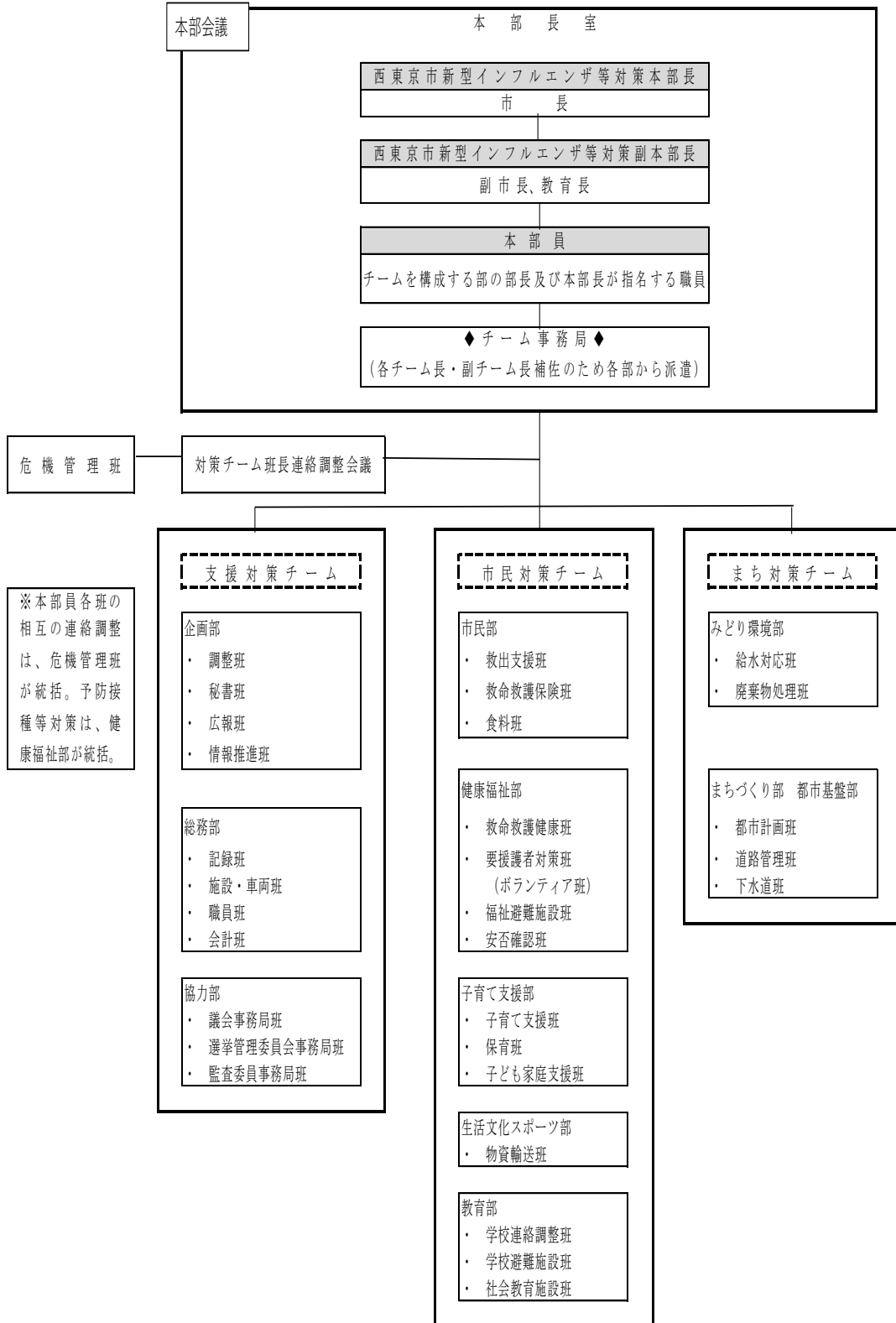
本部長は必要に応じ本部の会議を招集する。

ウ 対策チーム班長連絡調整会議

総務部危機管理担当部長は、必要があると認めたときに調整会議を招集する。

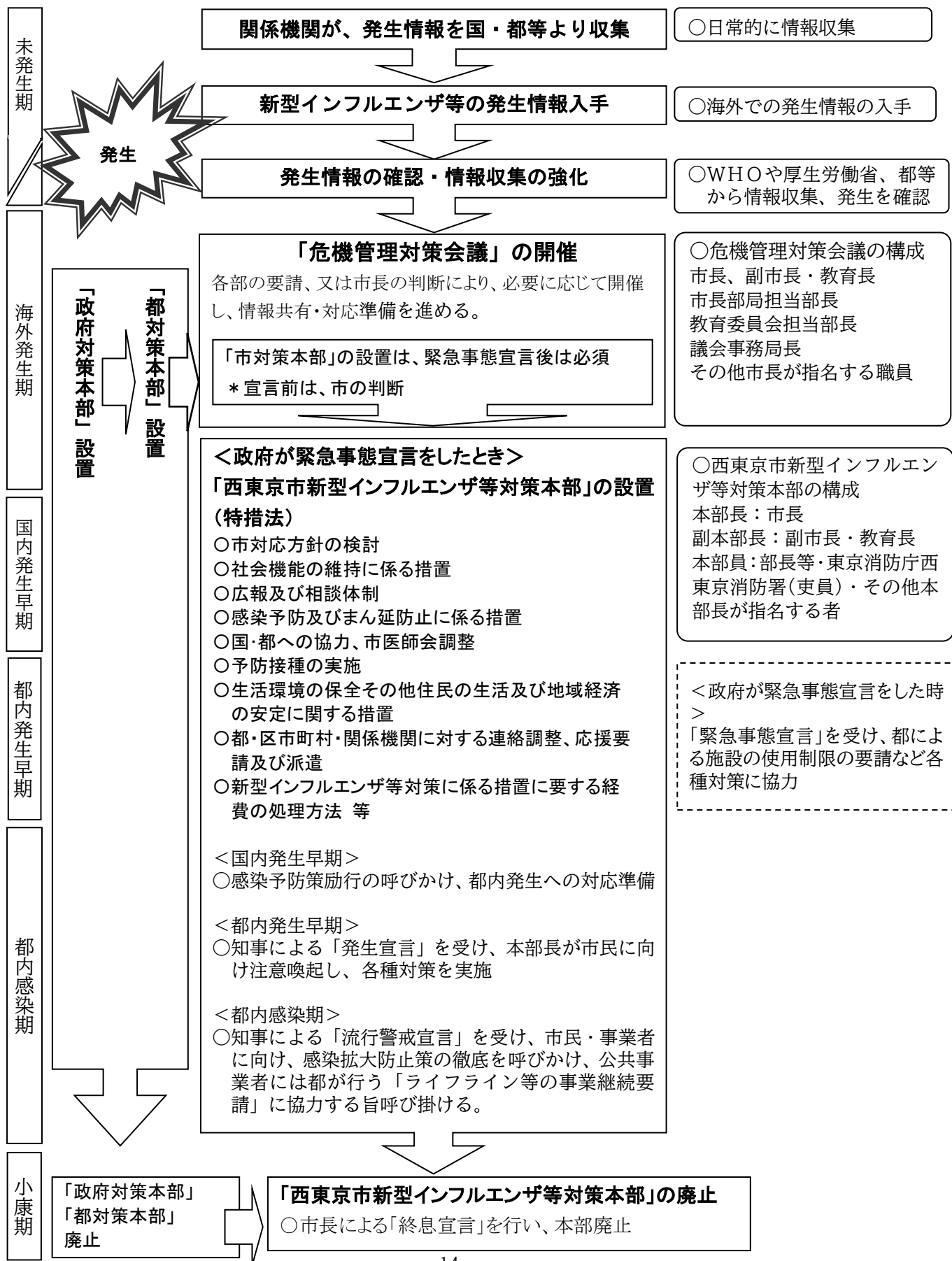
＜市対策本部の構成＞

西東京市新型コロナウイルス等対策本部の組織



＜新型インフルエンザ等対策における危機管理体制＞

市



各論Ⅰ 対策の基本項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、①実施体制(市政機能の維持)、②情報提供・共有、③市民相談、④感染拡大防止、⑤予防接種、⑥医療、⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保の7つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

1.実施体制（市政機能の維持）

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、市は、国、都、他の区市町村、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組みを行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び都行動計画等を踏まえ、本行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していくとともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、事前準備の進捗確認、訓練を実施する等、発生時に備えた準備を進めておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、平常時の事業活動を100%維持することは困難になるが、市民生活や事業活動を支える市政機能は維持しなければならない。各発生段階における対策の詳細については、各論Ⅱにおいて記述する。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、国・都の動向を注視しつつ、必要に応じて「危機管理対策会議」を開催し、情報共有・対応準備を進める。

さらに、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、特措法に基づき、国から緊急事態宣言が発表される。その時は、速やかに「市対策本部」を設置し、必要な措置を講ずる。

また、緊急事態宣言前であっても、市の対応が広範となる場合等「危機管理対策会議」で必要と判断した時は、任意による「市対策本部」を設置し、市の対応を強化する。

なお、緊急事態宣言は、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示され、講じられる緊急事態措置については、緊急事態宣言の期間、区域を越えない範囲において別途、個別に決定される。

2. 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、市、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。

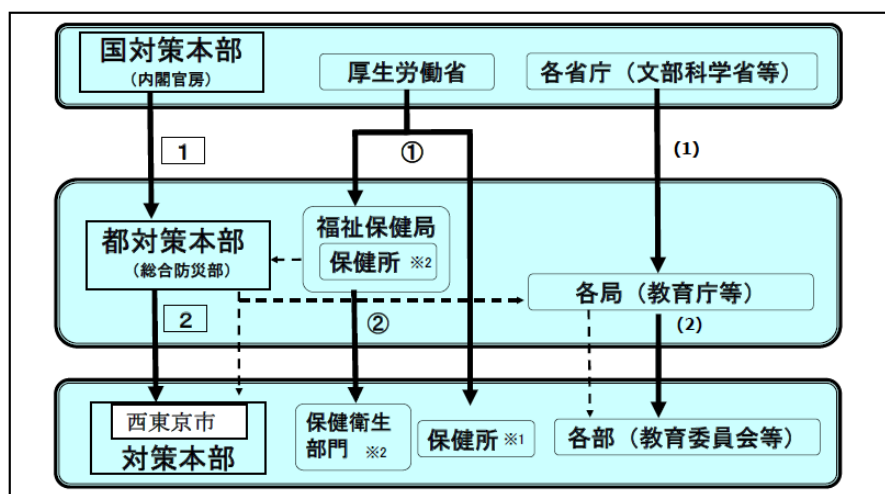
(1) 情報提供・共有手段の確保

市は、住民に最も身近な存在であり、感染予防のための普及啓発をはじめ、相談窓口の設置、予防接種の実施、高齢者・妊婦・慢性疾患々者等への支援など重要な役割を担う。特に、新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者はごく僅かであっても、報道内容が刻々と変わり、市民の不安が非常に大きくなる。このため、WHOや国、都の情報を市民に正確に伝えることが重要であり、これらの情報を迅速に市民へ提供する。

市民については、情報を受取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、高齢者、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

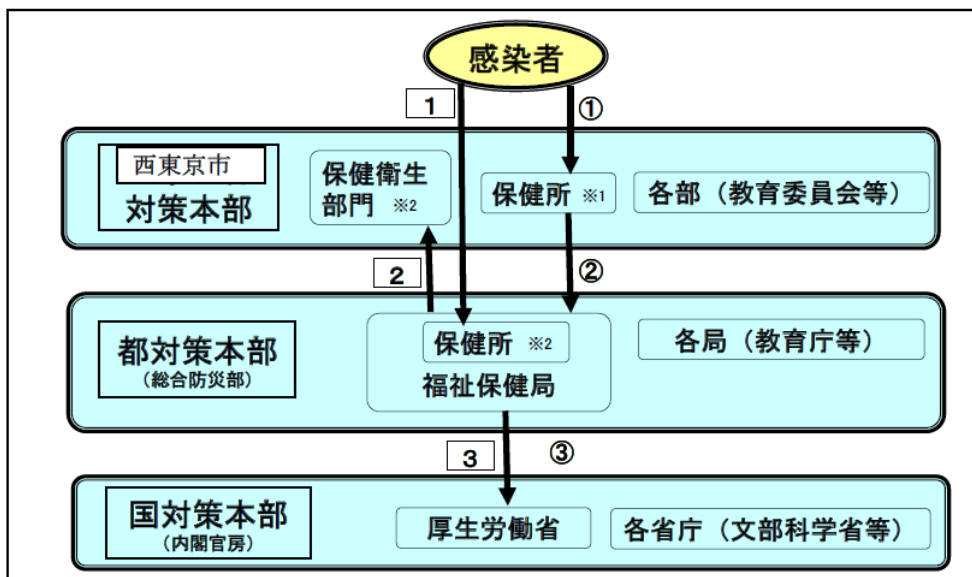
また、迅速かつ遺漏なく情報提供するため、各部班がそれぞれ都各局の担当部門に平常時と同様のルートで情報共有を行う。特に、重要な情報については、複数ルートで情報提供を行う。このため、庁内においては、各部班が都から通知された文書を庁内LAN（職員ポータルサイト）に掲載するとともに、都対策本部から市へ通知された文書等についても庁内LAN（職員ポータル）に掲載し、庁内で情報共有を図る。

○新型インフルエンザ等に関する国・都から市への情報の流れ（国の通知等）



- ※1 保健所設置市（特別区、八王子市及び町田市）
- ※2 西東京市（※1以外の市町村）
- ①→② 内閣官房からの情報の流れ
- ①→② 厚生労働省からの情報の流れ
- (1)→(2) その他の省庁からの情報の流れ
-▶ 重要な情報は、必要に応じて複数ルートで情報提供

○新型インフルエンザ等に関する感染者に関する都と西東京市との情報の流れ



①→② 西東京市（保健所設置市以外の市町村の感染者に関する情報の流れ）
 ①→② 保健所設置市の感染者に関する情報の流れ

(2) 市民・事業者に対して

ア 平常時の普及啓発

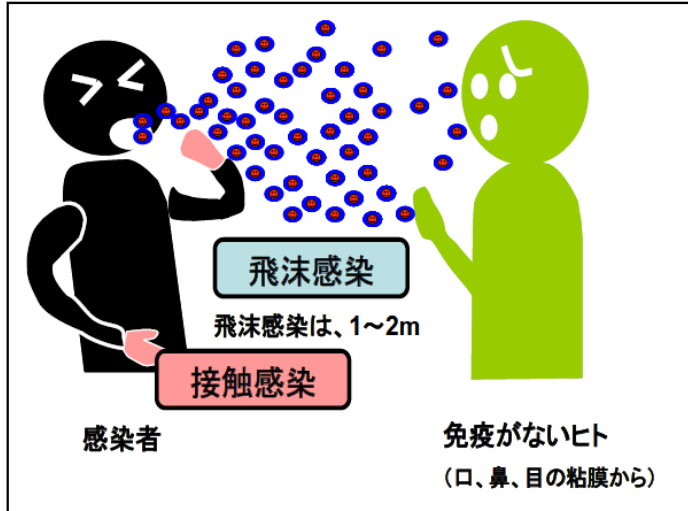
未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要である。これにより、「市民一人ひとりの感染予防策が、地域全体の感染拡大防止を可能とする」との認識を共有する。

また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における感染者への誹謗・中傷、感染が確認された地域への風評被害が起きないように、新型インフルエンザ等には誰もが罹患する可能性があり、患者やその関係者には責任がないこと、正しい知識を普及啓発していくことが重要である。

このため、リーフレット、ホームページ等により、新型インフルエンザの感染予防策を周知し、発生した場合は、都や市からの情報に従って医療機関の受診をする・解熱後数日はウイルスを拡散させる危険があるので社会生活を控える等、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

<感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染（*1）」と「接触感染（*2）」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



（*1）飛沫感染：

感染した人が咳やくしゃみをするすることで、排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

（*2）接触感染：

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

イ 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、都内・市内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診や救急車の適正利用の再徹底について、報道機関の協力やホームページ等への掲載により、迅速に情報提供する。

また、発生段階や政府が特措法第 32 条に基づき行う緊急事態宣言に応じた市長コメントを発表し、予防策の徹底などを呼び掛ける。コメント例としては、都行動計画にある「知事コメント」を参考とする。

高齢者や障害者、外国人に対しては、発生段階に応じて、適切な情報提供をする。

<知事コメント>

発生段階等	知事コメント	コメントの主な内容（例示）
海外発生期	新型インフルエンザ等発生	発生国への渡航者、帰国者への注意喚起 都民への感染予防策の励行等の呼び掛け
国内発生早期 (都内では未発生)	(必要に応じて)	(国内発生、感染予防策の励行)
都内発生早期 (都内での発生が確認された時期)	発生宣言	感染予防策の励行等の呼び掛け
都内感染期 (都内で複数の感染者の小集団が見られる時期)	流行警戒宣言	感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛の呼び掛け
国が都を対象区域として緊急事態宣言を行った時	緊急事態宣言	特措法第 45 条に基づく催物や施設の使用制限など感染拡大防止策の要請
小康期	終息宣言	流行の終息と社会活動の再開

(出典：都行動計画)

ウ 情報の一元化

市対策本部設置後は、新型インフルエンザ等への対策に係る情報を「西東京市新型インフルエンザ等対策本部報」として一元的に管理する。

また、市全体の対応を分かり易くするため、西東京市ホームページに本部報を掲載し、情報を提供する。

エ 患者等の個人情報

個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷及び風評被害を惹起しないよう留意する。

*参考；都における基本的な個人情報の公表範囲

公衆衛生上必要な情報については公表していくが、公表する範囲については、平成21年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)における個人情報の公表範囲を基本とする。

また、区市町村に対し次の公表範囲に沿った情報を迅速に提供し、公表する情報内容のレベルが都内でばらつき、混乱が生じることのないよう留意する。

○新型インフルエンザ(A/H1N1)発生時の個人情報等の公表範囲

事例	公表範囲
患者(個別事例)の公表	年齢、性別、届出受理保健所、居住地、基礎疾患、渡航歴、学校種別・学年(職業)及び発症の経緯
集団感染事例の公表	年齢、性別、届出受理保健所、施設所在地及び学校種別・学年(職業)
死亡事例の公表	年齢、性別、基礎疾患及び経過

(出典：都行動計画)

(3) 医療機関等に対して

都は、平常時から、感染症地域医療体制ブロック協議会(※1)等を活用して情報の共有化を図るとともに、感染症指定医療機関(※2)や感染症診療協力医療機関(※3)との緊急時情報連絡体制の構築を推進する。

市は、平常時から市医師会、薬剤師会、歯科医師会等と連携体制の構築を進め、情報の共有化を図る。

※1 感染症地域医療体制ブロック協議会

新型インフルエンザ等の大流行に際して健康被害を最小限に抑えるため、適切な医療を提供できる体制の整備を促進することを目的に、平成20年度より、都内を10のブロック(区部4ブロック、多摩・島しょ部6ブロック)に分け、各ブロック協議会において地域における新型インフルエンザ等感染症の医療体制確保に向けた検討を行っている。

※2 感染症指定医療機関

感染症法に規定された感染症(一類種、二類種、新型インフルエンザ等、指定感染症又は新感染症)に罹患した患者の入院医療を行う医療機関

※3 感染症診療協力医療機関

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関(必要に応じて1～2日間程度の入院扱いを含む。)

(4) 関係機関に対して

都は、平常時から、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行うとともに、事業者向けの研修会等の開催等、対策の推進を支援する。

市は、平常時から、老人クラブ、障害者団体等の連絡会・連合会や民生委員・児童委員協議会等、市内の関係者団体の連絡網を構築しておく。またこれらの団体を活用し、新型インフルエンザ等に関する情報提供や対策の推進をする。

発生時には、発生状況や感染予防策、イベント等の自粛、行政上の申請期限の延長などを情報提供し、各団体での対応、傘下事業者への周知を依頼する。

3. 市民相談

市民相談は新型インフルエンザ等発生時の健康相談や生活全般に及ぶ相談と、事業者に対する集会の自粛や市の施設の利用制限等のその他の相談に分けられる。

(1) 健康相談・生活相談

今後、新たに発生する新型インフルエンザ等の病原性や感染力にかかわらず、市民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、発生後速やかに、住民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び住民からの相談受付等について、必要な措置を講じる。都が設置する新型インフルエンザ相談センターを適宜紹介する等、連携する。

また、国からの要請に基づき、速やかにコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。

(2) その他の相談

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人との対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられる。このため、都は、学校休業をはじめ、市民や事業者に対し、集会等の自粛を呼び掛けるとともに、緊急事態が宣言された場合は、都知事が施設の使用制限等を要請する。要請に応じない対象がある場合、都知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命・健康の保護、市民の生活・経済の混乱を回避するため必要と認めるときに限り、指示を行う。

市は、市の施設について、利用者に対する咳エチケットやマスク着用を呼び掛け、庁舎出入り口や利用時間の制限、休館等、病原性に応じて対応するとともに、イベントや講習会、試験等については、実施方法の変更、延期又は中止し、感染拡大防止を図る。

これらの問合せへの対応は各部班が行うが、複数の問合せに一定程度は回答でき、適切に問合せ先を案内できるよう、庁内においても情報共有に努めるとともに、相談の多い問合せ窓口一覧を作成し、市ホームページ防災情報に公表する。

また、新型インフルエンザ等の発生により、イベントの開催や施設の利用等が変更になったものについては、市ホームページに情報を再掲して集約する等、重

要な情報発信は複数で行い、利用者への周知を図る。

さらに、各部班に寄せられた市民からの相談や情報を、市対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

4. 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることを目的に、市民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

具体的には、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の一般的な感染予防の励行や予防接種、学校休業、職場での感染予防策、催物等の自粛など様々な感染拡大防止策を組み合わせて、発生段階毎に実施する。

都内で発生した場合には、早い段階で市の集客施設及び市が主催する催物における感染予防策を率先して実施するとともに、市の関連団体にも同様の取組みを実施するよう、協力を依頼する。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

なお、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った時は、都が特措法第45条に基づき、施設を管理する者又は催物を開催する者に必要最小限の制限等を要請・指示した場合において、市は適切に対応するとともに、必要な対策を講じる。

<都の感染拡大防止策（都行動計画より）>

○感染拡大防止策の協力依頼（特措法第24条）

- ①都民及び事業者への感染予防の呼び掛け
- ②都の施設及び催物における感染拡大防止策を実施
- ③都の関連団体、委託業者及び区市町村への同様の取組を依頼
- ④事業者に感染拡大防止策への協力を依頼

○緊急事態宣言時の対応（特措法第45条）

- ⑤施設を管理する者又は催物を開催する者に対し、施設の使用又は催物の開催の制限若しくは停止を要請し、公表する。
- ⑥正当な理由なく⑤の要請に応じない場合は指示し、公表する。

(1) 個人対策

市は、個人における対策について、国内における発生の初期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促す。また、自らの発症が疑わしい場合は、新型インフルエンザ

相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図るとともに、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

そのほか、国が都と協力して実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、市は、都の要請があれば協力するとともに、必要時疫学調査が実施される場合があること等を、市民に周知する。

(2) 学校における対応

ア 市立学校

発生時には、学校保健安全法等に基づき、学校医や管轄保健所と連携のもと、次のとおり感染拡大防止策を講じる。

新型インフルエンザ等の疑い又は罹患していると診断された児童・生徒への対応については、管轄保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じる。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

さらに、感染が拡大し都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療体制等を勘案し、必要に応じ、全ての市立学校の閉鎖について検討する。

イ 市立以外の学校

各学校設置者等に対し、必要に応じ、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、幼児・児童・生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図る。

新型インフルエンザ等の疑い又は罹患していると診断された幼児・児童・生徒が出た場合や、集団発生がみられた場合は、保健所への報告を依頼する。

(3) 施設の使用及び催物の開催制限等

ア 事業者等

事業者等に対して、従業員の感染予防策として、マスク着用、咳エチケット、手洗いの励行等のほか、ウイルス拡散の危険がある解熱後数日間は職場復帰を自粛するなどの健康管理、発熱等の症状がある利用者の施設の利用制限の対応、催物における感染拡大防止策や自粛の呼び掛け、施設の使用制限など感染拡大防止策の協力を依頼する。これらの協力依頼は、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

平常時から、これらの発生時に実施し得る感染拡大防止策を、都や他区市町村と連携して、事業者等へ発生時における感染拡大防止策への協力を求めるこ

とを、あらかじめ周知する。

さらに、政府が緊急事態宣言を行った時は、特措法に基づき、政令の範囲内で、都知事が都民への外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限を要請・指示する場合もあることを周知する。

発生時には、海外発生期の段階で、新型インフルエンザ等の発生の状況や病原性について、判明していること、不明なことを含め、迅速かつ正確に情報提供し、国内発生早期、都内発生早期、都内感染期と段階が移行するに従い、市民や事業者に対し、様々な個人の感染予防策、事業者の感染拡大防止策を呼び掛けるとともに、緊急事態が宣言された場合の最も強い感染拡大防止策として、施設の使用制限の要請・指示を行うことがあり得ることについて周知を重ね、事前に理解を求める。

イ 市の対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人と人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、市自らが率先して、休止するイベントや利用制限をする施設を明らかにし、広く周知する。

行政手続など申請窓口で感染拡大を防止できるよう、来庁者の動線を整理し、来庁者や職員への感染リスクを低下させるよう、工夫する。さらに、郵便等を積極的に活用し、対面機会を減らすよう努める。

また、市の関連団体等に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

<都行動計画に示す休止事業等の例>

区 分	主な休止事業等（所管局）
閉鎖する施設	○ 都庁展望室（財務局） ○ 水道歴史館及び水の科学館（水道局） ○ 虹の下水道館（下水道局） ○ 都立図書館（教育庁）
休止するイベント等	○ 文化行事等（生活文化局等） ○ 施設見学（中央卸売市場、環境局、交通局、水道局、下水道局等） ○ イベント等（各局）
その他	○ 都市外交（知事本局） ○ 統計調査（総務局） ○ 税務調査（主税局）

（出典：都行動計画）

5. 予防接種

(1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都道府県又は区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。

(3) 住民接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第 46 条に基づき予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種については、区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により

接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう体制の構築を図る。

○臨時接種と新臨時接種

	臨時接種	新臨時接種
根拠規定	特措法第46条 予防接種法第6条第1項	予防接種法第6条第3項
緊急事態宣言	あり	なし
接種の努力義務	あり	なし
接種の勧奨	接種を受けるよう勧める	
接種費用の自己負担	なし	あり (低所得者を除き実費徴収可)

○接種対象者の分類

①医学的ハイリスク者	・基礎疾患を有する者 ・妊婦
②小児	・1歳以上の小児 ・1歳未満の小児の保護者 ・身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者
③成人・若年者	・①医学的ハイリスク者、②小児、④高齢者のいずれにも該当しない者
④高齢者	・65歳以上の者

※接種順位は、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に国が基準を示す。

6. 医療

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増大が想定される。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、都民は感染した時に必要な医療を受けることができない。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、都は、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制の整備を行う。

市は、都から要請があることに関して協力するとともに、市医師会と連携しながら、診療時間を取りまとめる等を行い、住民への周知を図る。

<発生段階ごとの医療提供体制>

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
						通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来		新型インフルエンザ専門外来 (帰国者・接触者外来) (ウイルス検査実施)		すべての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)				
	入院		陽性(+)	陰性(-)	感染症指定医療機関	一般医療機関への入院または自宅療養	・小児・重症患者受入可能医療機関の確保	・特段の措置要請 ・臨時医療施設の活用	

(出典：都行動計画)

(2) 在宅で療養する患者への支援

国内発生早期～都内感染期において、市は、国及び都と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(3) 都内感染期において、緊急事態宣言がされている場合の措置

都は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対し、臨時の医療施設を設置し、医療の提供を行う。

市は、都が行う臨時の医療施設の設置に協力する。

7. 市民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは各地域での流行が約8週間程度続くと言われてるように、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの国民が罹患し、また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び経済活動への影響を最小限と出来るよう、市、都、医療機関等、事業者及び市民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 市民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

都は、生活必需品の安定供給を図るため、関係事業者等の事業継続を支援するとともに、社会機能が低下する中で不足が予想される食料・生活必需品について、製造・販売・流通業者などの業界団体等を通じて、安定供給を要請する。

食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

また、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、買占めを行わないよう呼び掛ける。

イ 高齢者・障害者等要配慮者（以下「要配慮者」という）への支援

① 集団発生が懸念される要配慮者の社会福祉施設（入所施設）においてその運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよう要請する。

② 外出を自粛する要配慮者の食料・生活必需品の調達について、地域の実情に即し、関係団体等に協力要請する。

ウ ごみの排出抑制

柳泉園組合やごみ収集運搬委託業者と連携し、ごみ処理体制の確保を図るとともに、平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、市民及び事業者にごみの排出抑制への協力を要請する。

エ 指定公共機関及び指定地方公共機関への業務継続要請

都は、ライフライン事業者等、指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、従業員の欠勤があっても、業務計画に基づき、ライフライン等が停止することのないよう業務継続を要請する。

オ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模震災発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かり易く周知するとともに、市条例に基づく申請期限等においても、必要に応じて同様の措置を実施する。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報保護に留意するとともに、備蓄している遺体収納袋等を活用するなど遺体からの感染を防止しつつ、火葬場を可能な限り稼働させるよう設置者に要請する。

また、感染状況に応じて集会の自粛要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者や住民の理解を得るよう努める。あわせて、新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があり、遺族への理解を得るよう努める。

市で発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法により「死亡診断書」での迅速な埋火葬を実施する。

さらに、一時的に死亡者が急増した場合は、遺体からの感染予防策を実施し、震災等で予定されている場所を遺体収容所とし、迅速に埋火葬を行う。

(3) 事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、都が運転資金の確保等が困難となる中小企業を支援するため、臨時の融資相談窓口を設置した場合や、政府系金融機関において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な融資などの措置が行われた場合は、事業者への周知など適切に対応する。

<緊急事態宣言時の市の対応>

政府対策本部が緊急事態宣言を行ったときは、直ちに市対策本部を設置するとともに、都の要請等を受けて、以下のとおり対応する。

なお、緊急事態宣言が行われない場合であっても、海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認されるなどした場合、危機管理対策会議を開催し、情報の共有をするとともに、必要に応じて、市対策本部を設置する。

(1) 感染拡大防止

ア 都知事の決定

都知事は、特措法施行令（平成 25 年政令第 122 号。以下「政令」という。）第 11 条による施設の区分（31 ページ参照）ごとに、新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点等を踏まえ、特措法第 24 条及び第 45 条に基づく感染拡大防止に関する措置の対象、期間及び内容について、必要最小限となるよう総合的に判断した上、決定する。

市は決定を受け、都と協力し迅速に周知徹底を図るとともに要請に応じた対応を図る。

イ 措置の内容

都知事は、施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、発生時に国が策定する基本的対処方針、発生した新型インフルエンザ等の病原性及び感染力に応じて、32 ページ「(2) 措置の内容」に掲げる措置から、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑み、適時適切に選択し、要請する。

市は、都から要請があった時は、速やかに要請に応じた対応を図る。

(2) 予防接種

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、市は、市民に対し、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種としての住民接種を実施する。

(3) 医療

国・都は、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療提供体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対し、臨時の医療施設を設置し、医療の提供を行う。

市は、都が行う臨時の医療施設の設置に協力する。

(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

ア サービス水準に係る市民への呼び掛け

都は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、都民に対し、感染が拡大した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性への理解と協力を呼び掛ける。市は、都と協力し、市民へ呼び掛け等を行う。

イ 生活関連物資等の価格の安定等

市は、都が行う供給の確保や便乗値上げの防止等に係る措置に関し、市民への情報提供に努めるとともに、各相談窓口に寄せられた市民からの相談や情報を、都と共有化する。

生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、都へ適切な措置を講じるよう要請するとともに、市民に対し、買占めを行わない等、消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

ウ 新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者等への生活支援

市は、関係機関と協力し、在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に努める。

エ 埋葬・火葬の特例等

死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになり、都から、一時的に遺体を収容する施設等の確保に関して要請があった時、市は速やかに対応する。

オ 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用を指定した場合は、適切に対応する。

カ 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

都が臨時の融資相談窓口を設置した場合や、政府系金融機関が特別な融資などの措置を行う場合は、市は、都と協力し、事業者への周知など適切に対応する。

(5) 都市機能の維持

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するとともに、悪質な事犯に対する取り締まりを徹底するため、都は犯罪情報の集約と広報啓発活動を行う。

市は都に協力し、広報啓発活動を推進する。

参考資料 1

都行動計画<緊急事態宣言時の措置>

患者数の増加に伴い地域における医療提供体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言（※1）を行ったときは、国の基本的対処方針（※2）及び本行動計画に基づき、必要に応じ、区市町村の新型インフルエンザ等対策本部（※3）等の協力を得ながら、以下の措置を講じる。

新型インフルエンザ等の感染拡大状況により、区市町村から都に特措法第38条に基づく事務の代行の要請があったときは、その事務を代行する。

また、特措法第40条に基づく応援の要請があったときは、応援を行う。加えて、緊急事態宣言時の措置を実施するため必要があると認めるときは、特措法第39条に基づく他の道府県に対する応援の要求の規定の活用を検討する。

なお、政府が都内を対象区域とする緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、緊急事態宣言時の措置を縮小・中止する。

※1 緊急事態宣言（特措法第32条）

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はおそれがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

※2 基本的対処方針（特措法第18条）

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定する。

※3 市町村対策本部の設置及び所掌事務（特措法第34条）

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

1 感染拡大防止

(1) 緊急事態宣言時の施設の使用及び催物の制限等の考え方

政令第11条による施設の区分ごとに、新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点等を踏まえ、特措法第24条及び第45条に基づく感染拡大防止に関する措置の対象、期間及び内容について、必要最小限となるよう総合的に判断した上、決定する。

○区分1施設 これまでの研究により感染リスクが高い施設

⇒ 特措法第45条に基づき、使用制限も含めて最優先で要請・指示し、その旨を公表する。

ア 学校（ウに掲げるものを除く。）

イ 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

○区分2施設 社会生活を維持する上で必要な施設

⇒ 特措法第24条に基づき、使用制限以外の措置について協力の要請を行う。

〔 病院、食料品店（百貨店の食品売り場を含む。）、ドラッグストア、銀行、工場、事務所、公共交通機関等 〕

○区分3施設 運用上柔軟に対応すべき施設

⇒ 特措法第24条に基づき、できる限り使用制限以外の措置について協力の要請を行う。感染拡大の状況に応じ、必要な場合には、特措法第45条に基づき、使用制限も含めて要請・指示し、その旨を公表する。

（ウからスまでは、建築物の床面積の合計が1000㎡を超えるもの）

ウ 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設

エ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

オ 集会場又は公会堂

カ 展示場

キ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料等その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く。）

ク ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

ケ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

コ 博物館、美術館又は図書館

サ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

シ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

ス 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

セ ウからスまでに掲げる施設であって、1000㎡を超えないもののうち、厚生労働大臣が定めて公示するもの

(2) 措置の内容

知事は、施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、発生時に国が策定する基本的対処方針、発生した新型インフルエンザ等の病原性及び感染力に応じて、次に掲げる措置から、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑み、適時適切に選択し、要請する。

- 施設の使用の停止（特措法第45条）
- 感染防止のための入場者の整理（政令第12条）
- 発熱等の症状のある者の入場禁止（政令第12条）
- 手指の消毒設備の設置（政令第12条）
- 施設の消毒（政令第12条）
- マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（政令第12条）
- その他厚生労働大臣が公示するもの

(3) 施設及び催物の使用制限等をする際の都の意思決定手続

知事は、特措法第 45 条に基づき必要最小限の措置を行う場合には、あらかじめ感染症及び法律の専門家、事業者団体等の意見を聴いた上で、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑みながら、迅速に決定する。

(4) 実施方法

○ 都民

特措法第 45 条に基づき、都民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（区市町村単位、都内のブロック単位等）とする。

○ 区分 1 施設（これまでの研究により感染リスクが高い施設）

特措法第 45 条に基づき、学校、保育所、通所の福祉施設等（政令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護及び都民生活・経済活動の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

○ 区分 3 施設（運用上柔軟に対応すべき施設）

特措法第 24 条に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

特措法第 24 条の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（政令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護、都民生活・経済活動の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条に基づき、指示を行う。

特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- 自然障壁等による人の移動が少ない島しょにおいて新型インフルエンザ等が世界で初めて確認された場合、直ちに集中的な医療資源の投入、特措法第 45 条及び感染症法に基づく措置などを活用した地域における重点的な感染拡大防止策の実施について検討を行い、国と協議し、結論を得る。

2 予防接種

区市町村において、国の基本的対処方針を踏まえ、都民に対し、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種としての住民接種を実施する。

3 医療

医療機関等、医薬品若しくは医療機器の製造販売業者又は販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

都は、保健所設置区市及び国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療提供体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

4 都民生活及び経済活動の安定の確保

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。

また、登録事業者は、医療の提供並びに都民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

(1) 電気、ガス及び水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

水道事業者である都及び市町村は、それぞれ行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(2) 運送・通信の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じる。

(3) サービス水準に係る都民への呼び掛け

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、都民に対し、感染が拡大した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性への理解と協力を呼び掛ける。

(4) 緊急物資の運送等

緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

また、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(5) 生活関連物資等の価格の安定等

都民生活及び事業活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、都民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、各相談窓口に寄せられた都民からの相談や情報を、都対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

さらに、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、本行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じる。

(6) 物資の売渡しの要請等

医薬品、食料、燃料など新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な特定物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し、物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。

なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該特定物資等が使用不能となっている場合や当該特定物資が既に他の道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

また、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、都内の事業者に対し特定物資の保管を命じる。

(7) 新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への生活支援

区市町村に対し、在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

(8) 埋葬・火葬の特例等

区市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。

また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。

さらに、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

(9) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用を指定した場合は、適切に対応する。

(10) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府系金融機関等が、中小企業等の業者の経営の安定に必要だと考えられる場合に、特別な融資を実施するなどの措置を実施する場合は、事業者へ周知するなど適切に対応する。

5 都市機能の維持

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

各論Ⅱ 各段階における対策

1 未発生期

<未発生期>

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

<目的>

- 1 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。
- 2 国、都、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

<対策の考え方>

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、本行動計画等を踏まえ、都、他の区市町村、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。
- 3 国、都、国際機関等からの情報収集等を行う。

(1) 実施体制（市政機能の維持）

ア 本行動計画等の作成

市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び都行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた本行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

イ 体制の整備及び国・都・地方公共団体の連携強化

市は、発生時に備えた本行動計画実施手順及びBCPを作成する。

市は、都、指定地方公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

ウ 市民協働による準備

流行時においても、感染者・患者を偏見や差別から守り、地域の絆を保ちながら、市民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう啓発を図りつつ、地域や関係機関と連携して、防犯・防災の準備を行う。

エ 市政機能の維持

新型インフルエンザ等の発生時には、平常時の事業活動を100%維持することは困難になるが、市民生活や事業活動を支える機能は維持しなければならない。

① 業務の区分

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務など、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も最大4割が想定される。このため、業務を、新型インフルエンザ等発生に際して「新たに発生する業務」と、通常業務の「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に整理する。

区分の考え方は、市民の生命を守り、市政機能を維持することに直接関わる業務などの継続する業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する多数の人が集まる施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類する。

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

<業務区分の考え方>

区分	考え方	主な業務(例示)	
A 新たに発生する業務	①感染拡大防止策 ②危機管理体制上、必要となる業務	①相談、ワクチン接種など ②新型インフルエンザ等に関する情報提供	
通常業務	B 継続業務	①市民の生命を守るための業務 ②市政機能維持のための基盤業務 ③休止すると重大な法令違反となる業務	①予算、庁内ネットワークなど ②戸籍事務など
	C 縮小業務	①対面業務を中止して、工夫して実施する業務 ②継続・休止以外の業務	①許認可、届出・交付、窓口相談業務など ②ごみ収集など
	D 休止業務	①多数の人が集まる施設や業務 ②その他、緊急性を要しない業務	①学校 ②集客施設 ③イベント、研修など

職員 100% (左側)

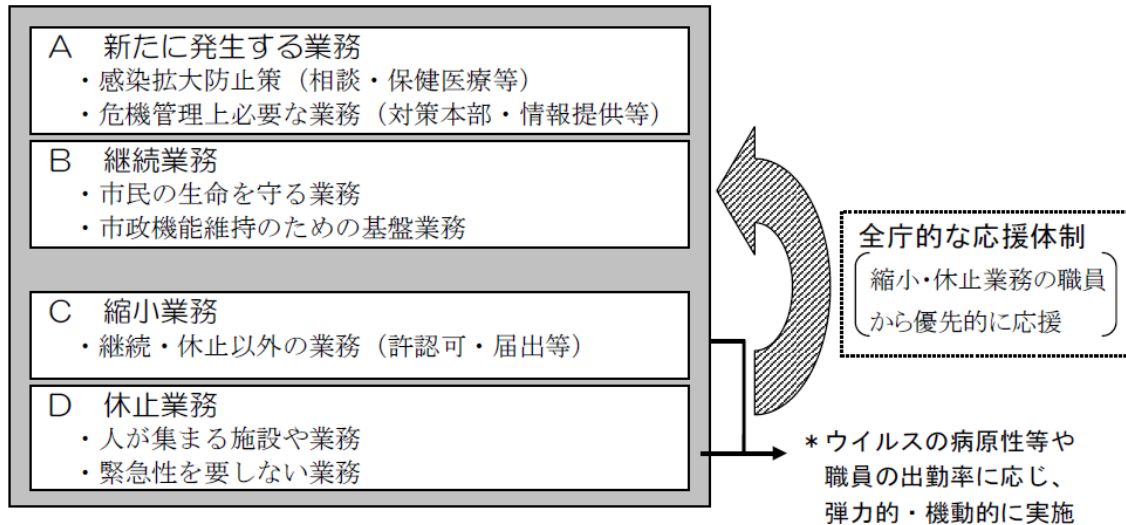
職員 60% (右側)

② 各部班の事業継続と応援体制

各部班は、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続のため、各部班においてBCPや対応マニュアルを策定し、各課レベルで業務の優先順位を決定し、業務を継続する準備をする。

また、保健衛生部門等、人員が不足する部班に対して、本部体制の下、縮小、休止事業の職員を、全庁的な応援体制に配置し対応する準備を行う

<業務の整理と応援体制>



③ 市の庁舎での感染拡大防止策

市の庁舎で感染が拡大しないよう、申請窓口の受付方法や庁舎出入口等の制限等を行い、感染拡大防止を図る準備をする。平常時と施設の利用方法の変更を行う際はホームページをはじめとした周知を徹底し、市民や事業者に協力が得られるよう、平時から連携する。

また、市政の業務を継続していくためには、業務に必要な市職員が出勤できることが不可欠であるため、可能な限り職員が執務中に新型インフルエンザ等に感染しない対策を講じておく。

市庁舎内での感染拡大を防止するため、庁舎の入口に「感染予防に関する周知」やトイレに「手洗い方法」を掲示する。

<庁舎内での感染拡大防止策の例示>

事項	実施方法等
各種届出・申請等	・ 電話、郵送やメール等を活用し、できるだけ対面しない方法で対応
庁内会議	・ 緊急を要するものに限定し、電話やメールを活用して実施
市職員の入庁時の対応	・ 職員は、自宅で検温して出勤することとし、検温を忘れた職員は庁舎の入口に準備した体温計又はサーモグラフィーで検温 ・ 発熱や咳等のインフルエンザの症状がある職員の出勤自粛を徹底
市庁舎内店舗等への要請	・ 市庁舎内店舗や市庁舎に勤務する臨時職員及び委託業者等に対して説明会を開催する等、市職員と同様の感染拡大防止策を講じるよう要請
来庁者への対応	・ 感染拡大防止のため、必要に応じ庁舎出入口を制限 ・ 市職員と来庁者の動線を分け、パーティションで区切られた面談室の設置などによる申請・相談の集中受付等により、来庁者の執務室への入室を制限 ・ 発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状のある者とそれ以外

	の者の動線を分けることや、簡易なシールドを設けるなど物理的な対策を工夫
个人防护具の着用	・ 不特定多数の来庁者などに接する職員は、マスクに加え、必要に応じフェイスシールドを使用
配送業者への対応	・ 配送場所を特定する等、執務室への入室を制限
勤務時間の臨時変更	・ 職員の感染機会を減少させるため、必要に応じ勤務時間や休憩時間を臨時変更

<感染拡大防止の周知ポスター（例示）>

ご来庁のみなさまへ

新型インフルエンザなどの感染予防のため
つぎのことを励行しましょう !!

●「**手洗い**」を励行しましょう!
インフルエンザ以外の一般の風邪にも有効です。
手洗いとうがいの習慣をつけましょう。

●**咳**などの症状がある方は「**マスクの着用**」を!
咳やくしゃみをする時はティッシュやマスクを口と鼻にあて、他の人に直接飛まつがかからないよう、「**咳エチケット**」を守りましょう。

～インフルエンザ様の症状がある方～

かかりつけ医などに事前に連絡し、受診の時間帯や受診方法等について指示を受けてから、必ずマスクを着用して受診してください。

※かかりつけ医がない方や自宅療養中などのご相談は、下記をご覧ください。

- ・ 平日9時から17時まで：最寄りの保健所の「新型インフルエンザ相談センター」
- ・ 平日夜間（17時から翌日9時まで）及び 土曜・日曜・祝日

来場者のみなさんへ

★感染予防のため、つぎのことを励行しましょう★

●「**手洗い**」を励行しましょう!
インフルエンザ以外の一般の風邪にも有効です。外出から帰ったら、手洗いとうがいを
行う習慣をつけましょう。また、咳やくしゃみを手で止めたときにも手を洗いましょう。
●せせこしゃみの症状があるときは「**マスクの着用**」を!
咳やくしゃみをする時はティッシュやマスクを口と鼻にあて、他の人に直接飛まつがかからないよう、**咳エチケット**を守りましょう。

手洗いの手順と手順



手洗い時の手順

◆爪は短く切っていますか？ ◆時計や指輪ははずしていますか？

両手が肘の肘より上までしっかりと洗ってください

◆指先 ◆指の間 ◆親指の付け根 ◆手背 ◆手のひら

1 石鹸を泡立て、手のひらをよくこする
2 手の甲をのばすようにこする
3 指先・指の間を念入りにこする
4 指の間を洗う
5 親指と手のひらを擦り洗いする
6 手背も忘れずに洗う
最後に石鹸を洗い流し、清潔なタオルで拭いて乾かしましょう！

～ インフルエンザ様の症状がある方 ～

かかりつけ医などに事前に連絡し、受診の時間帯や受診方法等について指示を受けてから、必ずマスクを着用して受診してください。

※かかりつけ医がない方や自宅療養中などのご相談は、下記をご覧ください。

- ・ 平日9時から17時まで：最寄りの保健所の「新型インフルエンザ相談センター」
- ・ 平日夜間（17時から翌日9時まで）及び 土曜・日曜・祝日

④ 職員の健康管理

有事には他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の実践を徹底する等、平素から、全市職員に対し、自己の健康管理に十分留意し、感染予防を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知する。

こうした取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないよう、準備する。

<職員向けの注意喚起（例示）>

職員のみなさんへ

平成 21 年 7 月 15 日

新型インフルエンザにひき続き、注意しましょう!!

新型インフルエンザの感染が国内でも増加しており、さらに広がるおそれがあります。今回の新型インフルエンザは、早期の受診と抗インフルエンザウイルス薬による治療が有効とされています。

予防と治療に関しては、以下のポイントを参考に一人ひとりが適切な対応をお願いします。

“かからない”ための予防法

- ・ 外出後は、積極的に手洗いやうがいをお願いします
- ・ 咳やくしゃみ等による感染を防ぐため、できるだけ人混みを避け、やむをえない場合はマスクを着用しましょう
- ・ バランスの良い食事と十分な休養をとり、疲労を避けましょう

咳やくしゃみが出る時は

咳エチケットを守りましょう

- ・ ハンカチやティッシュで口や鼻をおさえる
- ・ 使用したティッシュはふた付きのごみ箱にすてる
- ・ 咳をしている人はマスクを正しく着用しましょう

“かかったかな”のサイン

- ・ 症状は急な発熱（38度～40度）
- ・ 咳、咽頭痛、頭痛、筋肉痛、関節痛、下痢など
- ※ 潜伏期間は1～7日間

症状が出た時の行動

- ・ 一般医療機関を受診する際には、事前に電話で連絡し、指示に従う
- ・ 受診時は必ずマスクを着用する
- ・ 受診先医療機関のことや自宅療養の質問等については「**新型インフルエンザ相談センター**」に電話
- 平日の日中は最寄りの保健所 夜間、土・日曜日・祝日は **Tel 00-0000-0000**
- ・ 職場への連絡を遅滞なく行う

(2) 情報提供・共有

ア 市民及び事業者への情報提供

市民一人ひとりの感染予防策が地域の感染拡大防止を可能にするとの認識を市民が持つように情報提供する。

また感染者・患者の気持ちや立場を理解し、偏見や差別のないよう、広報等を通じて市民を啓発する。

新型インフルエンザ等についての正しい知識及びサーベイランス情報と、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準予防策について周知し、新型インフルエンザ等の発生時に地域での感染予防策が住民により円滑に実施されるよう、普及啓発を行う。

- ① 個人レベルの感染予防策の普及
新型インフルエンザの感染様式（飛沫感染及び接触感染）と感染予防策を周知し、発生した場合は、都や市からの情報に従って医療機関の受診をすることを事前に周知するとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。
- ② 感染予防策の普及啓発の媒体
新型インフルエンザ等に関する基本的な情報については、市ホームページをはじめとする広報媒体のほか、都やメディアの協力を得て、新型インフルエンザ等の基本的知識等の感染予防策について、普及啓発を行う。
- ③ 事業者に対する情報提供
事業者に対し、商工会議所等により、新型インフルエンザ等に関する情報を提供する。
- ④ 政府が緊急事態を宣言した場合の都への協力
新型インフルエンザ等の発生時は、市が市民や事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、政府が緊急事態を宣言した場合は都に協力して、必要に応じて特措法に基づき不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求める。
- ⑤ 海外渡航者への情報提供
海外渡航者に対し、海外での鳥インフルエンザ等の発生状況や予防策等の情報提供を行う。
- ⑥ 高齢者や障害者、外国人等への情報提供
高齢者や障害者、外国人など様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容、市の広報媒体、メディアの活用について事前に検討し、広報手段を整備する。
特に、新型インフルエンザ等の発生、都内での発生、政府の緊急事態宣言等、市民への重要な情報については、事前に検討しておく。

イ 関係機関等への情報提供

指定地方公共機関、三師会（※）、医療機関等の関係機関に対し、市の新型インフルエンザ等への対策について周知を行い、本行動計画への理解と協力を求める。
また、新型インフルエンザ等の発生時に関係機関と連携し、統一的な対応を図れるよう連絡体制を整備する。

（※）三師会…医師会・歯科医師会・薬剤師会を示す。

- ① 緊急連絡体制の整備等
情報共有のために、災害対応と同様の緊急連絡体制を整備する。さらに、訓練等を通じて連携をより緊密にしていく。
- ② 健康危機管理に関する協議会等の設置等
地域の関係機関による健康危機管理に関する協議会等を設置・開催し、情

報連絡体制を整備する。

③ 教育委員会との対応方針の共有化

教育委員会において、学校保健安全法等に基づき、平常時から学校医や保健所と連携して、対応方針の共有化を図る。

学校等は集団感染が発生する等、地域への感染拡大の起点となりやすい特性があることから、市と市教育委員会は、発生前から、保健所、都教育委員会と連携して、児童生徒等に対し、厚生労働省や文部科学省、都からの感染症や公衆衛生についての情報を提供し、丁寧に指導していく。

(3) 市民相談

関係各部班が連携して、全庁的な相談体制を構築するとともに、生活福祉等の多様な市民からの相談に対応できるよう、発生段階に応じた体制整備を図る。

ア 臨時電話の設置、職種別の役割分担、保健医療に関する相談対応体制等の整備について確認する。

イ 発生時に、市民からの相談に応じるため、コールセンター等を設置する準備を進める。

ウ 発生時の多様な相談に対応できるよう、発生段階に応じた相談体制について事前に検討し、必要な準備を行う。

(4) 感染拡大防止

対策実施のための準備として、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の飛沫感染予防策、接触感染予防策等の徹底を図るとともに、発生時の感染拡大防止策を定めておく。

ア 感染防止対策の普及

マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及を図る。

また、各発生段階における感染拡大防止策の実施内容について、市民、事業者等に周知し、理解を求める。

イ 感染拡大防止の取組みの理解促進

感染が疑わしい場合は、都の設置する新型インフルエンザ相談センターに連絡し、医療機関を受診する際の注意事項についての助言を受けるとともに、体調が思わしくない場合には外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行う等、感染拡大防止のための取組みを市民自身が行えるよう、理解促進を図る。

ウ 各施設における予防策の周知

学校、幼稚園、保育園、福祉施設等の各施設においては、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について、各施設で実施できるよう周知する。

そのほか、国や都からの指示等により必要な対策をとる。

エ 緊急事態宣言下における活動制限等の周知

政府が緊急事態宣言を行った時は、国の基本的対処方針や専門家の意見を踏まえたうえで、都が都民に対して外出自粛要請及び事業者に対する施設や催物の制限又は停止の要請等を行う場合があることを周知し、理解を求める。

あわせて、市対策本部長が、市教育委員会に対し、施設の制限又は停止の要請等を行う場合があることを周知し、理解を求める。

(5) 予防接種

特定接種は、新型インフルエンザ流行前に行い、住民接種は新型インフルエンザウイルス出現後にワクチンが製造されるのを待って行うことを基本とする。

ワクチンの供給体制について、国から供給されるワクチンを円滑に受け入れ、また必要に応じて市内特定接種医療機関に円滑に供給できる体制を構築する。

<特定接種>

ア 特定接種の位置づけ

① 特定接種とは

新型インフルエンザ等が発生したときに医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う医療従事者・事業者の従業員や新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種である。

② 市職員の特定接種

特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が接種を実施する。

イ 特定接種の準備

① 接種体制の構築

市は、特定接種の対象となり得る市職員を把握し、市職員の接種体制を整備、構築する。

② 特定接種の登録協力

市は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。

ウ 特定接種の実施にあたって

市は、市職員の特定接種の体制を整えとともに、国から労務又は施設の確保

その他の必要な協力を求められた場合や、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、接種体制構築に協力する。

<住民接種>

ア 住民接種の位置づけ

住民接種の対象者は、全住民（在留外国人を含む）とする。

実施主体である市が接種を実施する対象者は、市の区域内に居住する者を原則とする。

上記以外にも住民接種の対象者としては、市に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も考えられる。

イ 住民接種の準備

市は市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう体制を構築する。

① 関係者の協力体制

医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

② 実施体制の構築

市は、住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し住民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておく。

以下に列挙する事項等に留意し、市医師会等と連携の上、接種体制を構築する。

a 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

b 接種場所の確保（医療機関・学校等）

c 接種に要する器具等の確保

d 接種に関する住民への周知方法

市は、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市医師会等の協力を得て、その確保を図る。

③ 接種会場の規模

市は、接種のための会場について、地域の実情に応じつつ、人口1万人に1か所程度の接種会場を設ける。

④ 実施体制の構築

市は、ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。

⑤ 人員、資材の確保

市は、各会場において集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要す

る器具（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

⑥ 接種の広域協定

市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ他の区市町村間で広域的な協定を締結する等、必要な場合に居住する市以外の区市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、国及び都へ技術的な支援を要請する。

(6) 医療

都は、新型インフルエンザ等の発生に備え、地域における医療体制の整備等を促進するとともに、国が行う診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制整備に協力する。

市は、都の要請に応じて、これらの対策・取組み等に適宜協力する。

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済活動への影響を最小限とできるよう、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。

ア 新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への生活支援

市は、都内感染期における高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

市は、最も住民に近い行政主体であり、住民に対する情報提供をきめ細かく行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により、孤立し生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。

イ 火葬能力等の把握

都や他自治体と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

ウ 個人の備え

感染期の2～3週間を目安として、外出しなくても生活できるように、食品、日用品を用意するよう普及啓発を行う。

2 海外発生期

<海外発生期>

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

<目的>

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内・市内での発生の遅延と早期発見に努める。
- 2 都内・市内での発生に備えて体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2 対策の判断に役立つため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3 都や関係機関と連携し、海外での発生状況について注意喚起するとともに、都内発生に備え、都内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、薬局、事業者及び市民に準備を促す。
- 4 市民生活及び経済活動の安定のための準備、予防接種の準備等、都内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制（市政機能の維持）

海外の発生状況に注視し、国・都・関係機関との連携に努めるとともに、未発生期に行っていた諸準備の体制強化を確実に進める。

ア 体制強化等

- ① 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合、各部の要請、又は市長の判断により、必要に応じて「危機管理対策会議」を開催し、情報共有・対応準備を進め、情報の集約・共有・分析を行う。
- ② 国が内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置したのを受け、都も対策本部を設置するので、国が決定した基本的対処方針を確認し、本行動計画等に基づく事前準備と、国内発生早期に備えた対策の準備をする。
- ③ 市は、都等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。

また、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、都等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。

- ④ 市は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、政府緊急事態宣言前であっても、市の対応が広範となる場合等、「危機管理対策会議」で必要と判断した時は、市長を本部長とする「市対策本部」を立ち上げ、市の対応を強化する。

イ 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

海外において発生した新型インフルエンザ等について、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、市は特別の対策を速やかに停止する。

(2) 情報提供・共有

ア 市民及び事業者への情報提供

新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。

- ① 政府対策本部・都対策本部の設置後、国・都が行う新型インフルエンザ等の発生並びに発生国への渡航者、帰国者への注意喚起及び市民への感染予防策の励行の呼び掛けに対し、市も協力する。

個人レベルでの感染予防策や、新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順（まず、都が設置する新型インフルエンザ相談センターに電話相談を行い、相談センターの指示や助言に従い、新型インフルエンザ専門外来を受診すること。）等についての周知を強化する。

また、発生状況などWHOや国、都の最新情報を、市ホームページなどの広報媒体のほか、関係機関、メディアの協力を得て、市民や事業者へ情報提供し、発生地への渡航者や帰国者に注意喚起を行う。

- ② 商工会等を通じ、ファクシミリ等により情報提供し、事業者に対して従業員の発生国への渡航の注意喚起を行う。

また、都や市が事業者へ感染拡大防止策の協力を求めること、政府が都内を対象として緊急事態を宣言した場合は、必要に応じて特措法に基づき施設の使用制限や催物の開催制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求める。

- ③ 外国人に対しては、通訳ボランティア等の協力を得て、平易な日本語と可能な範囲の外国語での情報提供に努める。

- ④ 高齢者や障害者等に対しては、関係機関と連携し、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。

- ⑤ 市が任意で市対策本部を設置した場合、新型インフルエンザ等への対策に係る情報を「西東京市新型インフルエンザ等対策本部報」として情報を一元的に管理する。また、市全体の対応を分かり易くするため、市ホームページにも本部報を掲載し、情報を提供する。

イ 関係機関への情報提供

関係機関へ迅速な情報提供を行うとともに、都が行う「指定地方公共機関、医療機関等の関係機関への国内発生に備えた協力要請」に協力する。

(3) 市民相談

市は、国からの要請に基づいて、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民・関係者からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、国が配布するQ&A等を用いて、適切な情報提供を行う。

また、都が設置する「新型インフルエンザ相談センター」の周知に協力する。

(4) 感染拡大防止

ア 国内での感染拡大防止策の準備として、市民や事業者に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染予防策を実践するよう周知を図るとともに、医療関係者等に標準予防策等の徹底を呼び掛ける。

イ 都保健所が、都内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。
市は、適宜これに協力する。

ウ 学校については、都内・市内で発生した場合に備え、対応手順の確認を行い、臨時休校の基準の検討を行う。

エ 事業者や市民に対し、今後の発生段階に応じて国の基本的対処方針を踏まえ、施設利用者への手洗い、発熱等の症状がある施設利用者の利用制限、催物や不要不急の外出の自粛等の呼び掛け等、必要に応じて感染拡大防止策の協力を求める場合があることを周知する。

オ 政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した時は、施設の使用及び催物の開催を制限又は停止の要請、市民へ外出自粛等の要請をする場合もあること、また、これに伴い平常時より一部のサービスが低下することを、都と協力して事前に周知し、理解と協力を求める。

(5) 予防接種

<特定接種>

ア 特定接種の実施

政府対策本部長の決定に基づく、厚生労働大臣の指示がある時、市は、特定接種対象者の市職員に対し、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特措法第 28 条に基づく特定接種を行う。

また、特定接種登録事業者や事業者が属する団体ごとに集団的接種体制を構築することが困難な場合は、国や都と連携し、必要に応じて事業者を支援し、接種体制を構築する。

イ 特定接種に関する情報提供

市は、国の発表するワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先等、接種に必要な情報を提供する。

<住民接種>

ア 住民接種の準備

市は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、準備を開始する。

市医師会に対し、国内発生後の住民接種への対応策について協力を要請する。

イ 情報提供

国の発表するワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、市の体制について、情報提供する。

(6) 医療

都は、新型インフルエンザ専門外来の速やかな開設と新型インフルエンザの罹患が疑われる患者の受入れについて、感染症診療協力医療機関に要請する。感染症診療協力医療機関は、速やかに専門外来を開設する。

専門外来は、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体を保健所職員に速やかに提出する。保健所職員は東京感染症アラートに従い、ウイルス検査を行う東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。専門外来の受診者は、新型インフルエンザ相談センターからの紹介に限定するため、都民には専門外来の開設場所を非公開とする。

専門外来は、ウイルス検査の結果が出るまでの間、必要に応じて患者を院内に留め置く。ウイルス検査の結果、陽性と判明した場合、保健所は、感染症法に基づき、患者を入院勧告の対象とし、感染症指定医療機関に移送する。

市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する市民や濃厚接触者が、一般の医療機関に事前の相談なしに受診することの無いよう、国・都と協力し、周知・啓発する。

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

ア 市民生活の維持

都と協力して、食料・生活必需品の消費活動の動向を把握し、必要に応じて適切な消費者行動を呼び掛ける。

イ 遺体の火葬・安置

国から都を通じて行われる「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受けた時、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備する。

併せて、遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。

3 国内発生早期（都内未発生）

<国内発生早期>

- 都以外の国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

<目的>

- 1 都内・市内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 発生道府県からの情報収集を行い、患者に適切な医療を提供する。

<対策の考え方>

- 1 都内・市内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 3 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

(1) 実施体制(市政機能の維持)

国内の発生状況に注視し、国・都・関係機関との連携に努めるとともに、未発生期に行っていた諸準備の体制強化を確実に進める。

ア 体制強化等

- ① 市は、国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、各部の要請、又は市長の判断により、必要に応じて「危機管理対策会議」を開催し、情報共有・対応準備を進め、情報の集約・共有・分析を行う。
- ② 市は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、都内発生早期の対策を確認する。
- ③ 市は、都等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、薬局、事業者、市民に広く周知する。
また、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、都等と連携して、医療機関、薬局、事業者、市民に広く周知する。
- ④ 市は、国内で新型インフルエンザ等が発生し、政府緊急事態宣言前であっても、市の対応が広範となる場合等、「危機管理対策会議」で必要と判断した時は、市長を本部長とする「市対策本部」を立ち上げ、市の対応を強化する。

イ 緊急事態宣言

市は、国が新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行ったときは、市対策本部を設置し、国の基本的対処方針、都行動計画及び本行動計画に基づき必要な対策を実施する。

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で国内全域を指定することも考慮する。

(2) 情報提供・共有

ア 市民及び事業者への情報提供

他の道府県で発生した新型インフルエンザ等に関する情報、発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な媒体を活用した広報を行う。

① 国内発生早期の対策への移行の周知

国内での新型インフルエンザ等の発生及び政府対策本部の国内発生早期への対策の移行について、市民に周知し、感染予防策の励行を呼び掛ける。

また、発生状況など国や都の最新情報を、市の広報媒体のほか、関係機関、メディア等の協力を得て、市民に情報提供する。

② 事業者へ対応準備の依頼

事業者に対して、商工会等を通じて、メール・ファクシミリ等により、都内で発生した場合の対応準備を依頼する。

③ 外国人への情報提供

外国人に対しては、通訳ボランティア等の協力を得て、平易な日本語と可能な範囲の外国語での情報提供を行う。

④ 高齢者や障害者等への情報提供

高齢者や障害者等に対しては、関係機関等と連携し、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。

イ 情報管理の一元化

① 情報の一元管理

市の発表した情報を一元的に管理し、市全体の対応を分かりやすくするため、市ホームページ等に掲載し、情報を集約する。市対策本部を設置した時は、一元管理した情報を「西東京市新型インフルエンザ等対策本部報」として市ホームページ等に掲載する。

② 周知状況の確認

市は、コールセンター等への問い合わせ内容を分析する等、発表の趣旨や内容が正しく伝わっているかどうかを確認する。

③ 意見の反映

市は、マスコミの報道内容や、報道について市民、医療機関等から寄せられた意見を、必要に応じて、危機管理対策会議や市対策本部の意思決定の議論に反映させるよう努める。

ウ 関係機関への情報提供

関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、都内発生後の対応策について協力を要請する。

(3) 市民相談

市は、市民・関係者からの一般的な問い合わせの増加に備え、総合相談窓口（コールセンター）等相談窓口体制を充実・強化し、適切な情報提供を行う。

市は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(4) 感染拡大防止

ア 都内での感染拡大防止策の準備として、市民に対してマスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策の普及を引き続き推進する。

イ 学校、保育施設、高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

ウ 発生した地域の感染者の重症度等を国や都から情報収集し、都内発生後の市の感染拡大防止策の検討、準備を行う。

(5) 予防接種

<特定接種>

接種対象の市職員への特定接種が終了していない場合は、引き続きワクチン接種を行う。

<住民接種>

住民接種については、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に実施できるよう、市民からの基本的な相談に応じる体制整備や予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する等の準備を進める。

ア 緊急事態宣言が行われている場合は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

イ 緊急事態宣言が行われていない場合に行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、必要な情報を市民に提供する。

(6) 医療

都が、引き続き実施する新型インフルエンザ等発生時の対策に対し、市は、都の要請に応じて、適宜協力する。

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

ア 市民生活の維持

都は、食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持等について、都内での流行に備えた準備を進める。買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。

市は、これに適宜協力するとともに、ごみ処理等について、都内感染期に備えた準備をする。

イ 要援護者対策

都内感染期における在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、従前の計画を確認するとともに、対応の準備をする。

ウ 都市機能の維持

市民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、警察及び地域住民と連携して防犯活動を維持する。

<緊急事態宣言がされている場合>

ア 水の安定供給

水道事業者である都が、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

市は、要請があった時は、都が行う対策に協力する。

イ 生活関連物資等の価格の安定等

国の緊急事態宣言が行われた場合には、生活上必要な食料・生活必需品等について、価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないように消費者や事業者について情報収集を行い、必要に応じて、買占め及び売惜しみを行わない等適切な行動を要請する。また、必要に応じ、市代表電話・消費生活センター等の市民相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

4 都内発生早期

<都内発生早期>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

※国内発生早期と都内発生早期が同時となる場合がある。

<目的>

- 1 都内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、都は、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染防止対策を実施する。
- 5 都内感染期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、実施する。

(1) 実施体制（市政機能の維持）

都内の発生状況に注視し、国・都・関係機関との連携に努めるとともに、未発生期に行っていた諸準備の体制強化を確実に進める。

ア 体制強化等

- ① 市は、都内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、各部の要請、又は市長の判断により、必要に応じて「危機管理対策会議」を開催し、情報共有・対応準備を進め、情報の集約・共有を行う。
- ② 市は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、都内感染期の対策を確認する。
- ③ 市は、都等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、薬局、事業者、市民に広く周知する。

また、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を

変更した場合、その内容を確認するとともに、都等と連携して、医療機関、薬局、事業者、市民に広く周知する。

- ④ 市は、都内で新型インフルエンザ等が発生し、政府緊急事態宣言前であっても、市の対応が広範となる場合等、必要と認められる時は、市長を本部長とする「市対策本部」を立ち上げ、市の対応を強化する。

イ 緊急事態宣言

国が新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、都行動計画及び本行動計画に基づき、市対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で国内全域を指定することも考慮する。

(2) 情報提供・共有

ア 市民及び事業者への情報提供

市民や事業者に対し、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報提供を行い、感染拡大防止のために標準予防策の励行を市民に呼び掛ける。

- ① 都内での新型インフルエンザ等の発生を市民、事業者等、関係団体、社会福祉施設等に周知し、感染拡大防止のために標準予防策の励行を呼び掛ける。
- ② 発生状況など最新情報を市ホームページなどの広報媒体の他、関係団体等の協力を得て市民や事業者等に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。
- ③ 市内に患者が発生した時は、国・都と情報を共有するとともに、患者等の個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意し、混乱が生じることのないよう留意する。
- ④ 事業者等には職場での感染拡大防止策の徹底を依頼する。
- ⑤ 政府が都に対して緊急事態宣言をした場合は、施設の使用制限や催物の開催制限の要請等もあり得ることを事前に周知する。
- ⑥ 情報が伝わりにくい高齢者や障害者、外国人などに対しては、関係団体等の協力を得て情報提供する等、留意する。

イ 情報管理の一元化

① 情報の一元管理

市の発表した情報を一元的に管理し、市全体の対応を分かりやすくするため、

市ホームページ等に掲載し、情報を集約する。市対策本部を設置した時は、一元管理した情報を「西東京市新型インフルエンザ等対策本部報」として市ホームページ等に掲載する。

② 周知状況の確認

市は、市の相談窓口(コールセンター)等への問い合わせ内容を分析する等、発表の趣旨や内容が正しく伝わっているかどうかを確認する。

③ 意見の反映

市は、マスコミの報道内容、市民、医療機関等から寄せられた意見を必要に応じて、危機管理対策会議や市対策本部の意思決定の議論に反映させるよう努める。

ウ 関係機関への情報提供

関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、都内感染期の対応策について協力を要請する。

(3) 市民相談

市は、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制(コールセンター等)を充実・強化する。

国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

学校の臨時休業をはじめ、新型インフルエンザ等の発生の影響が考えられる市の業務について、問い合わせへの対応は各部が行うが、よくある問い合わせはまとめて広報紙、ホームページ等に掲載するほか、複数の問い合わせに回答できるよう総合相談に対応するコールセンター等を開設又は、体制を強化する。

各部に寄せられた市民や事業者からの相談内容を庁内で共有し、必要な対策を講じる。

(4) 感染拡大防止

ア 都内・市内での感染拡大を防止するため、市民や事業者、学校や高齢者施設等の社会福祉施設に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等を勧奨する。

さらに、都と協力して、事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底を呼び掛ける。

また、市民に国の情報や発生状況、都及び市の対応を説明し、政府が緊急事態宣言をした場合に施設の使用や催物の制限があり得ることについて事前に周知する。

イ 国の基本的対処方針等や感染状況を踏まえ、都が、感染リスクが高い施設に対する感染拡大防止策(発熱等の症状がある人の入場禁止、施設の使用制限及び休業)の協力を要請する。市は、都に協力するとともに、市民に不要不急の外出の自

肅を呼び掛ける。

ウ 市の施設及び市が主催する催物において、率先して、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や休止を行う。施設の利用方法や催物の変更内容の周知を徹底し、一部のサービスが低下することの理解と協力を依頼する。

エ 市立学校、保育施設等において、新型インフルエンザ等の疑い又は診断された幼児・児童・生徒等への対応については、都保健所が病院への搬送、接触者の健康管理等を実施する。市は、都の対応に適宜協力するとともに、児童・生徒等へのマスクの着用など感染拡大防止に努める。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合や集団発生が見られた場合は、発症者の状況等の情報を国・都と共有する。都が行う児童・生徒の健康観察に適宜協力し、市立学校、保育施設等で発生した場合は、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休業などの措置を講じる。

(5) 予防接種

<特定接種>

接種対象の市職員への特定接種が終了していない場合は、引き続き、ワクチン接種を行う。

<住民接種>

ア 国の緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後にワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位に従い、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時接種を継続する。

イ 国の緊急事態宣言が行われていない場合には、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位に従い、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を継続する。

<緊急事態宣言がされている場合の住民接種の注意点>

- a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- b. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- c. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- d. 臨時接種、集団的接種等、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

→これらを踏まえ、市は、緊急事態宣言がされている場合、特に次のような点に留意し、広報する。

- a. 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。

- b. ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
- c. 接種の時期、方法等、市民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。
- d. 市は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。

(6) 医療

都が、引き続き実施する新型インフルエンザ等発生時の対策に対し、市は、都の要請に応じて、適宜協力する。

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

ア 市民生活の維持

都は、食料品・生活関連物資等の購入に当たって、価格高騰や買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。

市は、市民に対し、消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、買占めを行わないよう呼び掛ける。

市は、高齢者や障害者等の要配慮者への支援や下水道・ごみ処理体制等の確保について、関係機関等に対し、都内感染期に備えた準備を依頼する。

行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、国・都に情報を確認して、準備をする。

都が、事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談窓口を設置した時は、市は、事業者への周知に協力する。

イ 遺体に対する適切な対応

都から、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合の遺体の一時収容所として使用できる施設リストの作成について要請があったとき、市は、臨時医療施設として使用可能な施設とは別の公共施設を念頭に、速やかにリストを作成するとともに、運用の準備を行う。

ウ 都市機能の維持

市民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、警察及び地域住民と連携して防犯活動を維持する。

5 都内感染期

<都内感染期>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

<目的>

- 1 医療体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

<対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 4 医療体制の維持に全力を尽くすとともに、患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。
また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6 住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制（市政機能維持）

都内の発生状況に注視し、国・都・関係機関との連携に努めるとともに、未発生期に行っていた諸準備の体制強化を確実に進める。

ア 体制強化等

- ① 市は、都が新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなり、都内感染期に入ったことを判断したとの情報を得た場合には、各部の要請、又は市長の判断により、必要に応じて「危機管理対策会議」を開催し、情報共有・対応準備を進め、情報の集約・共有を行う。
- ② 市は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、都内感染期の対策を実施する。
- ③ 市は、都等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、薬局、事業者、市民に広く周知する。

また、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、都等と連携して、医療機関、薬局、事業者、市民に広く周知する。

- ④ 市は、都内で新型インフルエンザ等の感染が拡大し、市の対応が広範となる場合等、政府緊急事態宣言前であっても、必要と認められる時は、市長を本部長とする「市対策本部」を立ち上げ、市の対応を強化する。

イ 緊急事態宣言

国が新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、都行動計画及び本行動計画に基づき、市対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。

なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で国内全域を指定することも考慮する。

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第 38 条又は第 40 条の規定に基づき、都知事による代行、応援等の措置を要請し、市政機能の維持に努める。

(2) 情報提供・共有

ア 市民及び事業者・関係機関への情報提供

- ① 都は、都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内の対策を「都内感染期」に切り替える決定を行う。

市は、それに伴う医療機関の受診のルールの変更や、国内及び都内での発生状況などの最新情報を、市ホームページ等の広報媒体のほか、関係機関、メディア等の協力を得て、市民・事業者に周知し、風評等による混乱防止を図る。

高齢者や障害者等に対しては、関係機関等の協力を得て、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供し、風評等による混乱防止を図る。

- ② 情報提供を通じ、流行の警戒を呼び掛け、感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛等、感染拡大防止策の一層の協力を呼び掛ける。

さらに、食糧・生活必需品等に関する情報提供を行い、社会不安の解消及びパニック防止に努める。

- ③ 市内で感染者を把握した時は、国・都と情報を共有するとともに、患者等の個人情報の取扱いについては、引き続き、患者等の人権に十分配慮し、誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意する。

- ④ 市は、都と連携して、流行の警戒を呼び掛け、感染予防策の徹底、不要不急

の外出や催物等の自粛等、感染拡大防止策の一層の協力を呼び掛ける。

イ 情報管理の一元化

市対策本部設置後は、新型インフルエンザ等への対策に係る情報を「西東京市新型インフルエンザ等対策本部報」として一元的に管理する。

また、市全体の対応を分かり易くするため、市ホームページに本部報を掲載し、情報を提供する。

さらに、各部班への問い合わせ内容の分析等を行い、発表の趣旨や内容が正しく伝わっているかどうかを確認する。

ウ 関係機関への情報提供

関係機関に対し、都からの最新情報を速やかに情報提供するとともに、都内感染期の対応策の実施について、協力を要請する。

(3) 市民相談

都は、新型インフルエンザ専門外来の設置を終了した後も、引き続き、相談センターで都民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。相談体制は、病原性や感染力、一般医療機関での受入れ体制の整備、相談件数等、状況に応じて変更するので、市は情報収集に努め、市民からの一般相談に反映させる。

相談内容の変化により、Q&Aを更新し、市ホームページに公表する。

市民や事業者に対し、学校の臨時休業をはじめ、集会等の自粛、都が実施するイベント、試験等の実施方法の変更や延期又は中止等、新型インフルエンザ等の発生の影響を受ける事業について、相談体制を強化する。

都民からの相談の内容によって、都から相談体制の変更依頼がある時、市は速やかに対応する。

(4) 感染拡大防止

ア 都内感染期へ移行した段階で、都は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止し、広く都民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

都内・市内での感染者を低減するため、市は、都と連携し、市民や事業者、学校や高齢者施設等の社会福祉施設に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底、不要不急の外出自粛、臨時休業の適切な実施を呼び掛ける。

さらに、都と協力して、事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の継続実施を呼び掛ける。

イ 市民に、国の情報や発生状況、都及び市の対応を説明し、政府が緊急事態宣言をした場合に施設の使用や催物の制限があり得ることについて事前に周知するとともに、感染拡大防止又は感染による従業員の不足により、様々なサービスが平

常時より低下することの理解と協力を依頼する。

ウ 都は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。

また、集客施設の管理や催物を主催する事業者に、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や自粛を呼び掛け、市は、当該対策に協力するものとする。

(5) 予防接種

<特定接種>

接種対象の市職員への特定接種が終了していない場合は、引き続き、ワクチン接種を行う。

<住民接種>

ア 国の緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後にワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位に従い、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種を継続する。

イ 国の緊急事態宣言が行われていない場合には、有効なワクチンの開発後は、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位に従い、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を継続する。

(6) 医療

都内感染期における対策の趣旨は、流行のピークをできるだけ低くし、新型インフルエンザ患者の健康被害を最小限に抑えるとともに、医療をはじめとした社会システム全体の破綻を回避することである。医療に関して、都は、入院勧告体制を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行う。

このため、都行動計画の都内感染期においては、通常 of 体制で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常 of 院内体制）」から、特段 of 措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（院内体制 of 強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の3段階で記載されている。

市は、都が実施する新型インフルエンザ等発生時の対策に対し、都 of 要請に応じて、適宜協力する。

また、緊急事態宣言下において、区域内 of 医療機関における定員超過入院等、患者 of 受入れに支障が生じた場合につき、新型インフルエンザ等を発症したのに対しての外来診療 of 受入れのほか、病状は比較的軽度であるが、在宅での療養が困難な者に対する入院診療への対応等、これら都が行う医療体制 of 確保、感染防止及び衛生面を考慮した医療 of 提供にあたり必要となる臨時 of 医療施設の設置に対し、市は協力するものとする。

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

ア 市民生活の維持

都は、食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を要請する。

市は、市民に対し、消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、買占めを行わないよう呼び掛ける。

市は、高齢者や障害者等の要配慮者への支援や下水道・ごみ処理体制等の確保について、庁内及び関係機関等に対し、都内発生早期までに準備したBCPやマニュアル等による業務の実施を依頼する。

また、平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、都と協力し、市民及び事業者にごみの排出抑制について協力を要請する。国・都から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、市民の権利利益を保護する。

都が、事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談窓口を設置した時は、市は事業者への周知に協力する。

イ 遺体に対する適切な対応

都は、新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合、火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働するよう要請する。

また、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体の一時的収容先として、臨時医療施設とは別の公共施設を使用する判断を行う。

市は、都の要請に基づき、都内発生早期までに準備した遺体の一時収容所を確保し、運用する。

ウ 都市機能の維持

市民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、警察及び地域住民と連携して防犯活動を維持する。

6 小康期

<小康期>

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

<目的>

市民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

<対策の考え方>

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

ア 体制強化等の解除

都が、国が決定した基本的対処方針及び都新型インフルエンザ等有識者会議等の意見を踏まえ、小康期に入ったことを判断したとの情報を得た場合には、市対策本部において、又は危機管理対策会議を開催し、都内感染期に実施してきた諸対策の縮小・中止する措置を確認する。

市は、都等と連携して、小康期に入った旨を医療機関、薬局、事業者、市民に広く周知する。

イ 緊急事態宣言の解除

市は、国が緊急事態解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小・中止する。

ウ 対策の評価・見直し

市は、各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、都による都行動計画及び各種マニュアル等の見直しを踏まえ、市行動計画等の必要な見直し等を行う。

エ 対策本部の廃止

市は、政府対策本部・都対策本部が廃止されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

* 「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、以下の場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が決定する。

- a 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- b 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- c 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

(2) 情報提供・共有

ア 市民及び事業者への情報提供

患者発生状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し、市民生活や経済活動の速やかな回復を図る。

また、第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供するとともに、情報提供のあり方について評価し、必要な見直しを行う。

イ 関係機関への情報提供

医療機関及び関係機関に対し、患者発生状況や国や都の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し、「小康期」への移行を図る。

また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達し、各機関等の現状を把握する。

(3) 市民相談

発生状況や相談件数等の減少を踏まえ、都と連携しながら、相談窓口の体制の縮小・廃止を検討・実施する。

(4) 感染拡大防止

小康期に移行したことから、都は、感染拡大防止策の協力要請を解除する。

市は、発生段階の移行を受け、諸般の対策を変更するが、流行の第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、改善に努める。

また、市民に対しては、流行の第二波に備え、引き続き、マスク着用・咳エチケット・手洗い・人混みを避ける等の基本的な感染対策を実施するよう促す。

(5) 予防接種

<住民接種>

ア 国の緊急事態宣言が行われている場合には、流行の第二波に備え、必要に応じ、国が決定した接種順位に従い、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種を進める。

イ 国の緊急事態宣言が行われていない場合には、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(6) 医療

市は、流行の第二波に備え、国や都から収集した新型インフルエンザ等の情報について、医療機関等に迅速に提供する等、医療機関等と連携・協力する。

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

事業者、市民等に、平常時の市民生活への回復を呼び掛ける。

用語解説 *アイウエオ順

○アジアインフルエンザ（アジアかぜ）

1957年4月に香港から流行が始まり、東南アジアなどを経て全世界で流行したインフルエンザ。日本でも約5700人が死亡した。

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

*特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

*第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○季節性インフルエンザ

インフルエンザはインフルエンザウイルスに感染して起こる病気で、風邪よりも、比較的急速に悪寒、高熱、筋肉痛、全身倦怠感を発症させるのが特徴である。我が国では例年12月～3月が流行シーズンである。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○个人防护具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○SARS (severe acute respiratory syndrome)

SARSコロナウイルスによる新しい感染症。感染症法の二類感染症の一つ。主に飛沫感染し、高熱を発し、咳や息切れなどの呼吸器症状が出る。潜伏期間は2～7日。2002年11月中国で発生した例が最初とされる。重症急性呼吸器症候群。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○住民接種

緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○新型インフルエンザ専門外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

* 政府行動計画でいう「帰国者・接触者外来」の意。

○新型インフルエンザ相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から電話で相談を受け、新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うほか、都民等からの保健医療に関する一般相談にも対応する。

* 政府行動計画でいう「帰国者・接触者相談センター」の意。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結

果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○スペインインフルエンザ（スペインかぜ）

1918(大正7)年から20年にかけて、全世界で猛威を振るった新型インフルエンザ(H1N1型)。アメリカに端を発して、第1次世界大戦中のヨーロッパなどに広がり、2千万~4千万人が死亡したといわれる。20世紀中に3回あった新型インフルエンザの大流行の中で最悪だった。日本では1918年秋から本格的に流行し始め、同年末と1920年初頭の2回のピークがあった。内務省衛生局の調べで、国民の4割の2300万人が感染し、39万人が死亡したとされる。

○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○接触感染

皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。

例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の眼や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。

○致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○特定市町村

特措法第32条第2項に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域内にある市町村。

○特定接種

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

○特定都道府県

特措法第 32 条第 2 項に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域内にある市町村が属する都道府県。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○二次医療圏

特殊な医療を除く一般的な医療サービスを提供する医療圏で、「地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院における入院に係る医療（前条に規定する特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること」（医療法施行規則第 30 条の 29 第 1 項）と規定されている。複数の市町村を一つの単位として認定される。

*一次医療圏：身近な医療を提供する医療圏で、医療法では規定されていないが、保健所（地域保健法第 5 条の 2）や介護保険制度等との兼ね合いから、市町村を単位として設定されている。

*三次医療圏：最先端、高度な技術を提供する特殊な医療を行う医療圏で、「都道府県の区域を単位として設定すること。ただし、当該都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の当該区域を設定し、また、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県の区域にわたる区域を設定することができる」（医療法施行規則第 30 条の 29 第 2 項）と規定されている。原則都道府県を一つの単位として認定される。

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○飛沫感染

感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。

なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

*空気感染：飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子（5ミクロン以下）である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム（陰圧室など）やフィルターが必要になる。

麻疹、水痘、結核などが代表的である。SARSなどのコロナウイルスでも可能性が示唆されている。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。

なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○フェーズ

段階や局面のこと。WHOが定めるインフルエンザのフェーズ（発生段階）は、ひとつのフェーズから他のフェーズにいつ移るかを含めて、現時点でのフ

フェーズの指定はWHOの事務局長が行う。

それぞれの警告フェーズは、WHO、国際社会、各国政府、産業が取るべき、一連の勧告された活動に対応する。ひとつのフェーズから他のフェーズへの移行は、インフルエンザの疫学動向、循環しているウイルスの特徴を含めたいくつかの要素により規定される。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○香港インフルエンザ（香港かぜ）

1968年6月に香港で発生し、翌年にかけて世界中で流行したインフルエンザ。発生源となった香港では数週間で50万人が罹患する等、爆発的な流行をみせた。

○要配慮者

集団発生が懸念される社会福祉施設（入所施設）に入所する高齢者・障害者等。又は、家族が同居していない若しくは近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない独居の高齢者や障害者等。

西東京市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 27 年 1 月

令和 2 年 2 月 (変更)

発行 西東京市健康福祉部健康課
〒202-8555 東京都西東京市中町 1 - 5 - 1
連絡先 TEL 042-464-1311 (代表)